

セーフライン運用ガイドラインの主な改定箇所

2018年2月7日

一般社団法人セーフインターネット協会

① 自殺関連情報に関する変更

有害情報の「自殺関与」についてこれまで有害情報のカテゴリ、①「情報自体から、違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報」に含んでおりましたが、これを、「④他人を自殺に誘引・勧誘する情報」の項目を新たに「④自殺誘引等情報」と変更し、「自殺関与」についても「④自殺誘引等情報」に含め、自殺に関するガイドラインのカテゴリをひとつにまとめました。

また、「自殺関与」「自殺誘引・勧誘」それぞれについて下記の通り判断基準の表現を変更し、対応範囲を拡大いたしました。

・ 自殺関与

これまで自殺を意味する表現+請負等を意味する表現が記載されている場合に対象としておりましたが、SNS等コミュニティサイトのやりとりで「死にたい」と言っている人に「手伝ってあげる」と返信するようなケースに対応できておりませんでした。このようなケースに対応できるように「不特定多数の者、又は、「死にたい」「自殺したい」等と自殺を仄めかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されていること」を要件とすることとしました。

・ 自殺誘引・勧誘

これまで自殺の誘引・勧誘を意味する表現と同時に、場所、動機、方法などが記載されている場合のみ対象としておりましたが、「一緒に死にませんか」、「本気で自殺したい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されていること」を要件とし、対応できる範囲を拡大しました。

(反映箇所：ガイドラインP.25)

● 「セーフライン (SafeLine)」 が対象とする違法有害情報について

| | | |
|------|--------------------------|--|
| 違法情報 | | <ul style="list-style-type: none"> ・猥褻 ・麻薬、覚醒剤、大麻などの薬物 ・指定薬物や未承認医薬品に該当する薬物 ・振込詐欺 ・不正アクセス ・児童のいじめに関する画像等 ・リベンジポルノに関する画像等 |
| 有害情報 | 違法行為を引き起こすおそれがある情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 ・セーフラインが対象とする違法情報のうち、違法情報該当性が相当程度認められる情報 ・自殺誘引等情報★ |
| | 極めて重大な問題情報として広く認知されている情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグ等の販売・譲渡 ・児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報 ・遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等 ・望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等 |

★：今回追加された対象情報

※各対象情報の詳細につきましてはガイドラインをご覧ください。

<http://www.safe-line.jp/>